

千曲中央病院
指定訪問リハビリテーション事業運営規程

(運営規定設置の主旨)

第一条 社会医療法人大西会が運営する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第二条 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、（介護予防）訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第三条 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業は、要介護（要支援）状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持向上を図ることを目的とする。

2 指定（介護予防）訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第四条 事業を行う事業所の名称及び所在地は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| 一 事業所名 | 千曲中央病院 |
| 二 所在地 | 長野県千曲市大字杭瀬下５８番地 |
| 三 電話番号 | ０２６－２７３－１２１２（代表）
０２６－２７２－５９９５（直通） |
| 四 F A X 番号 | ０２６－２７２－２９９１（代表）
０２６－２７２－５９９５（直通） |
| 五 管理者名 | 大西 禎彦 |
| 六 事業所番号 | ２０１１８１７０２６ |
| 七 指定年月日 | 平成１２年２月１８日（訪問リハビリテーション）
平成１８年４月１日（介護予防訪問リハビリテーション） |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第五条 事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は以下のとおりである。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

二 理学療法士等 相当数

理学療法士又は、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第六条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 通常月曜日から土曜日までとする。

二 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
ただし、土曜日は午前8時30分から午後13時までとする。

三 サービス提供時間 午前9時から午後17時までとする。
ただし、土曜日は午前9時から正午までとする。

四 休業日 日曜日、年末年始、その他事業所が指定する休日

(事業の内容)

第七条 事業者は、医師の指示及び（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。

2 事業者は、理学療法士等を派遣し、（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションを行う。

3 利用者が、サービス内容の変更を希望し、事業者に申し入れを行った場合、可能な限りご希望に添うようにする。

(利用料等)

第八条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その定める額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定（介護予防）訪問リハビリテーションに要した交通費は、国が定める中山間地域以外の方は実費とする。

3 サービス利用時間直前までに利用の中止についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。

(介護予防) 訪問リハビリテーションの場合

1 提供当たりの料金の自己負担額分に交通費（実費徴収の方のみ）を加算した額

- 4 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた時は、利用者に対し当該費用に係る領収証を発行する。また発行された領収書に、領収印の無いものは無効とし、領収書の再発行はしないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第九条 通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

千曲市の内、旧更埴市（桑原・八幡（大田原横手・中原・小阪・佐野・大池・姨捨）を除いた地域）及び小船山、千本柳、内川、更級（須坂）、長野市塩崎

（緊急時等における対応方法）

- 第十条 指定（介護予防）訪問リハビリテーション中に、利用者の容体に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じるものとする。
- 2 主治医に連絡が不可能な場合、千曲中央病院救急対応医師と相談し対応する。
 - 3 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第十一条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、以下の措置を講じる。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

（身体的拘束等の禁止に関する事項）

- 第十二条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。
- 2 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第十三条 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業は、社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、業務態勢を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た秘密を厳守する。また、職を離れた場合でも秘密は厳守する。
- 3 事業者はサービスの提供の対償として、利用者又はその家族から、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人大西会が定めるものとする。

附則 この規程は、平成18年5月1日より施行する。

平成20年1月1日改訂

平成21年6月1日改訂

平成24年4月1日改訂

平成26年4月1日改訂

平成27年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂

令和6年6月1日改訂

令和7年10月1日改訂